

市町村廃棄物担当部等の長 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 1 月 23 日付け資循第 381 号により通知したところですが、令和 2 年 1 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局長通知（環循適発第 20013010 号、環循規発第 20013027 号）により、廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について通知がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルスが流行した場合においても、生活に不可欠なサービスである廃棄物処理事業を安全かつ安定的に継続する必要があることから、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成 21 年 3 月 環境省）」に準拠し、下記のとおり、感染防止等及び感染性廃棄物の処理等に係る指導監督等、必要な措置の実施についてよろしくお願いします。

記

1 主な感染防止対策

- ・ 個人防護具（手袋、マスク等）、肌の露出の少ない作業具（長袖、長ズボン）を着用する。
- ・ 手洗い、うがいを実施する。
- ・ 施設等の定期的な清掃及び消毒を実施する。
- ・ 体調管理を徹底する。

2 発生時の主な対策

（1）医療機関における対策

- ・ 必要に応じ、新たな廃棄物保管場所を確保する。
- ・ 廃棄物量が増えることを想定し、他事業者とも協議する。
- ・ 廃棄物保管容器、ゴミ袋等を確保する（備蓄量を増やす）。

（2）感染性廃棄物処理業者における対策

- ・ 医療機関からの感染性廃棄物処理を優先させることを検討する。
- ・ あらかじめ、医療機関と感染性廃棄物の処理の確保について協議しておく（通常と異なる取扱い、医療機関での保管能力、保管容器の密閉対策、引渡し時の感染防止等）。